

野々市市内保育園・認定こども園

保 護 者 各 位

野々市市 健康福祉部

子 育 て 支 援 課 長

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる登園自粛要請の終了について

日頃より、保育行政につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在「緊急事態宣言」解除後の対応といたしまして、「一層の登園自粛要請」から「段階的な自粛要請への緩和」に切り替えながら、登園率の急激な上昇を抑え、感染対策を講じて、保育の継続を行っているところです。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染症が終息したわけではなく、再度の拡大に備えて、感染対策の定着を図っていく必要があります。

保護者の皆様には、そのような状況をご理解いただいたうえで、下記のとおりご協力をお願いいたします。

#### ◎ 登園自粛期間について

お知らせしていたとおり、**令和 2 年 5 月 31 日**で終了します。

長期間にわたり家庭保育にご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

#### ◎ 登園自粛に伴う利用者負担額（保育料）の減額について

対象期間中に登園を自粛いただいた場合、利用者負担額（保育料）を日割り計算により減額いたします。別紙「利用者負担額（保育料）減免申出書」を**6月5日(金)まで**に、施設にご提出いただくようお願いいたします。

**【対象期間：令和 2 年 5 月 1 日（金）～令和 2 年 5 月 31 日（日）】**

#### ◎ 登園にあたってのお願い

感染拡大防止の観点から、仕事を休むことが可能な場合や、勤務の調整による短時間での利用など、可能であれば必要最小限の利用をお願いいたします。

また、できる範囲で登園時間の分散にご協力ください。

#### ◎ 保育等の認定について

育児休暇または求職要件での入園の方は、今回の新型コロナウイルスの感染症の感染拡大防止のため、一時的に要件の緩和を行います。

登園自粛期間終了に伴い、特例期間は次のとおりとします。

\* 育児休業からの復帰期限 …令和 2 年 8 月 1 日まで延長。

\* 求職活動から就労開始期限…令和 2 年 9 月 1 日まで延長。

就労証明書は就労開始後 2 週間以内にご提出ください。

※ 上記の内容については、今後の状況の変化により変更することがあります。